

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十八年四月一日
参議院政治倫理の確立及び
選挙制度に関する特別委員会

本法律案は、投票の機会の拡充として洋上投票の対象を拡充するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができることとするものである。

投票の機会を拡充するとともに、有権者が候補者の政策等をより知る機会があることは、選挙において有権者が適正な判断を行い、投票行動に活かすことができるなど、参政権の行使にとって重要であることに鑑み、地方公共団体の議会の議員の選挙においても、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるものとするについて、今後各方面の意見を聞くなど速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるものとする。

右決議する。